



吸収分割契約書

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲が NUVOTON TECHNOLOGY CORPORATION に対して半導体事業を譲渡すること（以下、当該譲渡の対象となる半導体事業を「本事業」という。）に関連して、甲が本事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の規定に従って、甲は、会社法第2条第29号に定める吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

（乙）吸収分割承継会社

商号：パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社

住所：京都府長岡京市神足焼町1番地

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。
2. 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたものについては、本効力発生日において、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。
4. 乙は、第1条及び本条第1項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に明記されたもの以外の甲の債務について履行その他負担をしたときは、甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は、甲に対して、本吸収分割に際して一切の対価を交付しないものとする。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年5月21日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第7条（本吸収分割の承認）

甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合及び同法第370条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙誠実に協議の上これを解決する。

第11条（算定基準日）

甲の総資産額の算定基準日は、会社法施行規則第187条第1項柱書に従い、2020年3月末日と定める。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 3 月 26 日

甲：パナソニック株式会社

代表取締役

津賀 一宏



2020年3月26日

乙：パナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社
代表取締役 小山 一弘



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において甲から乙に承継される権利義務は、次に定める甲の権利義務のうち本効力発生日の前日の終了時において甲が保有又は負担するものとする。

1. 承継資産・権利

甲から乙に対して以下の資産及び権利が承継される。

- (1) 乙及びパナソニック デバイスシステムテクノ株式会社において管理されている甲の所有に係る知的財産権のうち、主として本事業において使用されており、主として本事業で使用する目的で保有されており、又は本事業にとって重要なものとして管理されている全ての知的財産権（当該知的財産権に係る甲が有する第三者に対する損害賠償請求権、不当利得返還請求権及び補償金請求権がある場合は、それらを含む。）
- (2) SYMETRIX CO., LTD. の株式 5000 株（12%）
- (3) 別添 1「承継対象建物」に記載の建物（E 棟、排水処理棟及び熱源棟）並びに当該建物に付帯する建物、構築物、機械装置及び工具器具備品
- (4) 甲の半導体事業統括室において管理される前払費用、未収入金及び長期前払費用
- (5) 甲の半導体事業統括室において管理される甲の所有に係る固定資産及び無形固定資産（特許権及びソフトウェアを含むがこれらに限られない。）

2. 承継債務・責任乙は甲から、下記 3 記載の承継契約に係る甲の一切の債務及び責任を引き受ける。

3. 承継契約

甲から乙に対して、以下の契約における甲の契約上の地位及びこれらに基づく権利義務が承継される。なお、従業員との雇用契約は承継されない。

- (1) 知的財産権に関するライセンス、不提訴誓約、権利不行使、権利放棄、オプションその他の権利の甲への付与に係る契約で、専ら本事業において使用され又は専ら本事業のために必要な契約
- (2) 上記 1(1) 記載の知的財産権に関連する、共同研究契約、共同開発契約、ライセンス契約その他の契約
- (3) 甲の半導体事業統括室が管理する本事業に関するリース契約、ソフトウェアライセンス契約その他の契約（当該契約においてその承継のために契約相手方の承諾が必要とされている場合には、当該承諾を取得したものに限り。）

